



鳥取県公報

平成 19 年 9 月 14 日 (金)
号外第 1 3 8 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 教委規則 鳥取県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則 (10) (教育総務課) 2

教育委員会規則

鳥取県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年9月14日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

鳥取県教育委員会規則第10号

鳥取県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成11年鳥取県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等（以下「削除条項等」という。）を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示、削除条項等並びに様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示、追加条項等並びに様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動様式」という。）に対応する次の表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動後様式」という。）が存在する場合には、当該移動様式を当該移動後様式とし、移動様式に対応する移動後様式が存在しない場合には、当該移動様式を削り、移動後様式に対応する移動様式が存在しない場合には、当該移動後様式を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、鳥取県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の所管に属する<u>公益信託ニ関スル法律</u>（大正11年法律第62号。以下「法」という。）<u>第1条</u>に規定する公益信託（以下「公益信託」という。）の引受けの許可及び監督に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（引受けの許可の申請）</p> <p>第2条 <u>法第2条第1項</u>の規定により公益信託の引受けの許可を受けようとする者は、公益信託引受け申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、鳥取県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の所管に属する<u>信託法</u>（大正11年法律第62号。以下「法」という。）<u>第66条</u>に規定する公益信託（以下「公益信託」という。）の引受けの許可及び監督に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（引受けの許可の申請）</p> <p>第2条 <u>法第68条</u>の規定により公益信託の引受けの許可を受けようとする者は、公益信託引受け申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。</p>

<p>(1) 略</p> <p>(2) 信託行為の内容を示す書類</p> <p>(3) 信託財産に属する財産となるべきものの種類及び総額を記載した書類並びにその権利及び価格を証する書類</p> <p>(4) 委託者となるべき者及び受託者となるべき者の氏名、住所及び略歴を記載した書類（委託者となるべき者又は受託者となるべき者が法人である場合にあっては、当該法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載した書類並びに定款又は寄附行為）</p> <p>(5) 信託管理人を指定する場合にあっては、信託管理人となるべき者の氏名、住所及び略歴を記載した書類（その者が法人である場合にあっては、当該法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載した書類並びに定款又は寄附行為）並びに就任承諾書</p> <p>(6) 運営委員会その他当該公益信託を適正に運営するために必要な機関（以下「運営委員会等」という。）を設置する場合にあっては、当該運営委員会等の名称及び構成員の数並びに構成員となるべき者の氏名、住所及び略歴を記載した書類並びに就任承諾書</p> <p>(7) 引受け当初の信託事務年度及び翌信託事務年度（信託事務年度の定めのない公益信託にあっては、引受け後2年間）の事業計画書及び収支予算書</p> <p>(8) 略</p> <p>（財産の移転の報告）</p> <p>第3条 公益信託の引受けを許可された受託者は、遅滞なく前条第3号の財産の移転を受け、その移転を終了した後1月以内に、財産移転報告書（様式第2号）に、これを証する書類を添えて教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>（事業計画書及び収支予算書の提出）</p> <p>第4条 受託者は、毎信託事務年度（信託事務年度の定めのない公益信託にあっては、毎年1月1日から</p>	<p>(1) 略</p> <p>(2) 信託行為</p> <p>(3) 信託財産となることが予定されているものの種類及び総額を記載した書類並びにその権利及び価格を証する書類</p> <p>(4) 引受け当初の事業年度及び次の事業年度（事業年度の定めのない公益信託にあっては、引受け当初の年及び次の年）の事業計画書及び収支予算書</p> <p>(5) 委託者及び受託者の氏名、住所及び略歴を記載した書類（委託者又は受託者が法人である場合にあっては、当該法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載した書類並びに定款又は寄附行為）</p> <p>(6) 信託管理人を選任する場合にあっては、信託管理人となることが予定されている者の氏名、住所及び略歴を記載した書類（その者が法人である場合にあっては、当該法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載した書類並びに定款又は寄附行為）、就任承諾書並びに印鑑証明書</p> <p>(7) 運営委員会その他公益信託事務の適正な処理に資する機関（以下「運営委員会等」という。）を設置する場合にあっては、当該運営委員会等の構成員となることが予定されている者の氏名、住所及び略歴を記載した書類、就任承諾書並びに印鑑証明書</p> <p>(8) 略</p> <p>（信託財産の移転の届出）</p> <p>第3条 公益信託の受託者は、法第68条の規定によりその引受けの許可を受けたときは、遅滞なく信託財産の移転を受け、その移転を終了した日から1月以内に、信託財産移転届出書（様式第2号）に信託財産の移転を証する書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>（事業計画等の届出）</p> <p>第4条 公益信託の受託者は、毎事業年度の開始の日（事業年度の定めのない公益信託にあっては、1月</p>
--	---

12月31日までとする。以下同じ。)開始前に、事業計画等報告書(様式第3号)に当該信託事務年度の事業計画書及び収支予算書を添えて教育委員会に提出しなければならない。

- 2 受託者は、前項の事業計画書又は収支予算書を変更したときは、速やかに、事業計画(収支予算)変更届出書(様式第4号)に変更後の事業計画書又は収支予算書を添えて教育委員会に届け出なければならない。

(事業報告書等の提出)

第5条 受託者は、毎信託事務年度終了後3月以内に、事業・財産状況報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

(1) 当該信託事務年度の事業報告書及び収支決算書

(2) 当該信託事務年度末の財産目録

- 2 受託者は、前項の報告後遅滞なく、当該信託事務年度の信託事務及び財産の状況を公告しなければならない。

1日)までに、事業計画等届出書(様式第3号)に当該事業年度(事業年度の定めのない公益信託にあっては、その年。以下同じ。)の事業計画書及び収支予算書を添えて教育委員会に提出しなければならない。

- 2 公益信託の受託者は、当該事業年度の事業計画書又は収支予算書を変更したときは、遅滞なく、事業計画(収支予算)変更届出書(様式第4号)に変更後の事業計画書又は収支予算書を添えて教育委員会に提出しなければならない。

(事業及び財産状況の報告等)

第5条 公益信託の受託者は、毎事業年度の終了の日(事業年度の定めのない公益信託にあっては、12月31日)から3月以内に、事業・財産状況報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

(1) 前事業年度(事業年度の定めのない公益信託にあっては、前年。以下同じ。)の事業報告書及び収支決算書

(2) 前事業年度末の財産目録

- 2 公益信託の受託者は、前項の報告後遅滞なく、前事業年度の公益信託事務及び信託財産の状況を公告しなければならない。

(変更の届出)

第6条 公益信託の受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、公益信託変更届出書(様式第6号)を教育委員会に提出しなければならない。

(1) 受託者の氏名又は住所(法人である場合にあっては、名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地)に変更があったとき。

(2) 信託管理人又は運営委員会等の構成員に変更があったとき。

- 2 前項第2号の届出には、第2条第6号又は第7号に掲げる書類を添付しなければならない。

(信託管理人の選任の請求)

第7条 公益信託の利害関係人は、法第8条第1項の規定により信託管理人の選任を請求するときは、信託管理人選任請求書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

(1) 選任を請求する理由を記載した書類

(2) 信託管理人としようとする者の氏名、住所及

(信託の変更に係る書類の提出)

第6条 受託者は、法第5条第1項の特別の事情が生じたと認めるときは、信託変更事由申出書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 信託の変更を必要とする理由を記載した書類
- (2) 信託の変更案を記載した書類及び新旧対照表

2 信託の変更が当該公益信託の事業内容の変更に係るものである場合にあっては、前項各号の書類のほか、変更後の事業計画書及び収支予算書を提出しなければならない。

(信託の変更の許可の申請)

第7条 受託者は、法第6条の規定により信託の変更の許可を受けようとするときは、信託変更許可申請書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 信託の変更を必要とする理由を記載した書類
- (2) 信託の変更をする根拠となる信託法(平成18年法律第108号)の規定(同法第149条第4項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。)を記載した書類
- (3) 信託の変更案を記載した書類及び新旧対照表

2 信託の変更が当該公益信託の事業内容の変更に係るものである場合にあっては、前項各号の書類のほか、変更後の事業計画書及び収支予算書を提出しなければならない。

(信託の併合の許可の申請)

第8条 受託者は、法第6条の規定により信託の併合の許可を受けようとするときは、信託併合(吸収信託分割・新規信託分割)許可申請書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 信託の併合を必要とする理由を記載した書類
- (2) 信託の併合をする根拠となる信託法の規定

び略歴を記載した書類(その者が法人である場合にあっては、当該法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載した書類並びに定款又は寄附行為)

(信託条項の変更の請求)

第8条 公益信託の受託者は、法第70条の規定による信託の条項の変更を請求するときは、信託条項変更請求書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 信託の条項の変更案及び変更の理由を記載した書類
- (2) 信託行為の新旧対照表
- (3) 信託の条項の変更が事業内容に係るものである場合にあっては、変更後の事業計画書及び収支予算書

(同法第151条第3項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。)を記載した書類

(3) 信託の併合後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表

(4) 信託法第152条第2項の公告及び催告又は同条第3項の公告をしたことその他信託法の定める信託の併合の手続を経たことを証する書類

2. 第2条第3号及び第5号から第8号までの規定は、前項の許可を受けようとする受託者について準用する。この場合において、同条第7号中「引受け」とあるのは「信託の併合」と読み替えるものとする。

(吸収信託分割の許可の申請)

第9条 受託者は、法第6条の規定により吸収信託分割の許可を受けようとするときは、信託併合(吸収信託分割・新規信託分割)許可申請書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

(1) 吸収信託分割を必要とする理由を記載した書類

(2) 吸収信託分割をする根拠となる信託法の規定(同法第155条第3項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。)を記載した書類

(3) 吸収信託分割後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表

(4) 信託法第156条第2項の公告及び催告又は同条第3項の公告をしたことその他信託法の定める吸収信託分割の手続を経たことを証する書類

(新規信託分割の許可の申請)

第10条 受託者は、法第6条の規定により新規信託分割の許可を受けようとするときは、信託併合(吸収信託分割・新規信託分割)許可申請書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

(1) 新規信託分割を必要とする理由を記載した書類

(2) 新規信託分割をする根拠となる信託法の規定(同法第159条第3項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。)を記載した書類

(3) 新規信託分割後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表

(4) 信託法第160条第2項の公告及び催告又は同条第3項の公告をしたことその他信託法の定める

新規信託分割の手續を経たことを証する書類

2 第2条第3号及び第5号から第8号までの規定は、前項の許可を受けようとする受託者について準用する。この場合において、同条第7号中「引受け」とあるのは「新規信託分割」と読み替えるものとする。

(受託者の辞任の許可の申請)

第11条 受託者は、法第7条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、受託者(信託財産管理者・信託財産法人管理人・信託管理人)辞任許可申請書(様式第9号)に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 略
- (2) 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
- (3) 新たな受託者の選任に関する意見を記載した書類

(検査役の選任の請求)

第12条 委託者又は信託管理人は、信託法第46条第1項及び法第8条の規定により検査役の選任を請求し

(信託財産を固有財産とする許可の申請)

第9条 公益信託の受託者は、法第22条第1項ただし書の規定により信託財産を固有財産とする許可を受けようとするときは、信託財産取得許可申請書(様式第9号)に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 信託財産を固有財産とする理由を記載した書類
- (2) 固有財産としようとするものの種類及び総額を記載した書類並びにその価格を証する書類

(受託者の任務の終了の届出)

第10条 公益信託の受託者の相続人、破産管財人、後見人若しくは保佐人又は清算人は、法第42条第1項の規定により受託者の任務が終了したときは、遅滞なく、受託者任務終了届出書(様式第10号)に任務の終了を証する書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

2 公益信託の受託者は、法第44条の規定によりその任務が終了したときは、遅滞なく、受託者任務終了届出書(様式第10号)に任務の終了を証する書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

(受託者の辞任の許可の申請)

第11条 公益信託の受託者は、法第71条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、受託者辞任許可申請書(様式第11号)に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 略
- (2) 信託財産及び収支の現況を記載した書類
- (3) 新受託者の選任に関する意見を記載した書類

ようとするときは、検査役選任請求書（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 選任を請求する理由を記載した書類
- (2) 検査役の選任に関する意見を記載した書類

（受託者の解任の請求）

第13条 委託者又は信託管理人は、信託法第58条第4項及び法第8条の規定により受託者の解任を請求しようとするときは、受託者（信託財産管理者・信託財産法人管理人・信託管理人）解任請求書（様式第11号）に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 略
- (2) 新たな受託者の選任に関する意見を記載した書類

（新たな受託者の選任の請求）

第14条 利害関係人は、信託法第62条第4項及び法第8条の規定により新たな受託者の選任を請求しようとするときは、新受託者選任請求書（様式第12号）に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 受託者の任務終了の事由を記載した書類
- (2) 新たな受託者の選任に関する意見を記載した書類
- (3) 新たな受託者となるべき者に係る第2条第4号に掲げる書類及び就任承諾書

（信託財産管理命令の請求）

第15条 利害関係人は、信託法第63条第1項及び法第8条の規定により信託財産管理者による管理を命ずる処分（以下この条において「信託財産管理命令」という。）を請求しようとするときは、信託財産管理命令（信託財産法人管理命令）請求書（様式第13号）に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 受託者の任務終了の事由を記載した書類
- (2) 信託財産管理命令を請求する理由を記載した書類
- (3) 信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

（受託者の解任の請求）

第12条 公益信託の利害関係人は、法第47条の規定により受託者の解任を請求するときは、受託者解任請求書（様式第12号）に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 略
- (2) 新受託者の選任に関する意見を記載した書類

（新受託者の選任の請求）

第13条 公益信託の利害関係人は、法第49条第1項の規定により新受託者の選任を請求するときは、新受託者選任請求書（様式第13号）に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 新受託者に係る第2条第5号に掲げる書類
- (2) 信託財産及び収支の現況を記載した書類

(保存行為等の範囲を超える行為の許可の申請)

第16条 信託財産管理者は、信託法第66条第4項及び法第8条の規定による許可を受けようとするときは、保存行為等の範囲を超える行為許可申請書(様式第14号)に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

(1) 許可を受けようとする行為の概要を記載した書類

(2) 許可を受けようとする理由を記載した書類

2 前項の規定は、信託法第74条第6項において準用する同法第66条第4項及び法第8条の規定により保存行為等の範囲を超える行為の許可を受けようとする信託財産法人管理人について準用する。

(信託財産管理者等の辞任の許可の申請)

第17条 信託財産管理者は、信託法第70条において読み替えて準用する同法第57条第2項及び法第8条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、受託者(信託財産管理者・信託財産法人管理人・信託管理人)辞任許可申請書(様式第9号)に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

(1) 辞任しようとする理由を記載した書類

(2) 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類

(3) 新たな信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

2 前項の規定は、信託法第74条第6項において準用する同法第70条の規定により辞任の許可を受けようとする信託財産法人管理人について準用する。この場合において、前項第3号中「新たな信託財産管理者」とあるのは「新たな信託財産法人管理人」と読み替えるものとする。

(信託財産管理者等の解任の請求)

第18条 委託者又は信託管理人は、信託法第70条において準用する同法第58条第4項及び法第8条の規定により信託財産管理者の解任を請求しようとするときは、受託者(信託財産管理者・信託財産法人管理人・信託管理人)解任請求書(様式第11号)に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

(1) 解任を請求する理由を記載した書類

(2) 新たな信託財産管理者の選任に関する意見を

記載した書類

2. 前項の規定は、信託法第74条第6項において準用する同法第70条の規定により信託財産法人管理人の解任を請求しようとする委託者又は信託管理人について準用する。この場合において、前項第2号中「新たな信託財産管理者」とあるのは「新たな信託財産法人管理人」と読み替えるものとする。

(信託財産法人管理命令の請求)

第19条 利害関係人は、信託法第74条第2項及び法第8条の規定により信託財産法人管理人による管理を命ずる処分（以下この条において「信託財産法人管理命令」という。）を請求しようとするときは、信託財産管理命令（信託財産法人管理命令）請求書（様式第13号）に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 受託者の死亡の事実を記載した書類
- (2) 信託財産法人管理命令を請求する理由を記載した書類
- (3) 信託財産法人管理人の選任に関する意見を記載した書類

(信託管理人の選任の請求)

第20条 利害関係人は、信託法第123条第4項又は同法第258条第6項及び法第8条の規定により信託管理人の選任を請求しようとするときは、信託管理人選任請求書（様式第15号）に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 選任を請求する理由を記載した書類
- (2) 信託管理人となるべき者に係る第2条第5号に掲げる書類

(信託管理人の辞任の許可の申請)

第21条 信託管理人は、信託法第128条第2項において準用する同法第57条第2項及び法第8条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、受託者（信託財産管理者・信託財産法人管理人・信託管理人）辞任許可申請書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 辞任しようとする理由を記載した書類
- (2) 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
- (3) 新たな信託管理人の選任に関する意見を記載した書類

(信託管理人の解任の請求)

第22条 委託者又は他の信託管理人は、信託法第128条第2項において準用する同法第58条第4項及び法第8条の規定により信託管理人の解任を請求しようとするときは、受託者（信託財産管理者・信託財産法人管理人・信託管理人）解任請求書（様式第11号）に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 解任を請求する理由を記載した書類
- (2) 新たな信託管理人の選任に関する意見を記載した書類

(新たな信託管理人の選任の請求)

第23条 利害関係人は、信託法第129条第1項において準用する同法第62条第4項及び法第8条の規定により新たな信託管理人の選任を請求しようとするときは、新信託管理人選任請求書（様式第16号）に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 信託管理人の任務終了の事由を記載した書類
- (2) 新たな信託管理人となるべき者に係る第2条第5号に掲げる書類

(信託の終了の請求)

第24条 委託者、受託者又は信託管理人は、信託法第165条第1項及び法第8条の規定により信託の終了を請求しようとするときは、公益信託終了請求書（様式第17号）に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 信託の終了を請求する理由を記載した書類
- (2) 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
- (3) 残余財産の処分の見込みに関する書類

(諸届出)

第25条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、公益信託変更事項届出書（様式第18号）により教育委員会に届け出なければならない。

- (1) 受託者の氏名、住所又は職業（法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地又は主たる業務）に変更があったとき。

<p>(2) <u>信託管理人又は運営委員会等の構成員の氏名、住所又は職業（信託管理人が法人である場合にあっては、その名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地又は主たる業務）に変更があったとき。</u></p> <p>2 <u>前項第2号の変更が、新たに就任する信託管理人又は運営委員会等の構成員に係るものであるときは、第2条第5号又は第6号の書類を添付しなければならない。</u></p>	
<p>(書類及び帳簿の備付け)</p> <p>第26条 <u>受託者は、信託事務を行う事務所に、次に掲げる書類及び帳簿を備え付けなければならない。</u></p> <p>(1) <u>信託行為及びこれに附属する書類</u></p> <p>(2) <u>委託者又はその相続人、受託者、信託管理人及び運営委員会等の構成員の名簿及び略歴を記載した書類（これらの者が法人である場合にあっては、その定款又は寄附行為）</u></p> <p>(3) <u>許可、届出等に関する書類</u></p> <p>(4)～(7) 略</p>	<p>(書類及び帳簿の備付け等)</p> <p>第14条 <u>公益信託の受託者は、公益信託事務を行う事務所に、次に掲げる書類及び帳簿を備え付けなければならない。</u></p> <p>(1) <u>信託行為</u></p> <p>(2) <u>信託管理人及び運営委員会等の構成員の名簿及び略歴を記載した書類</u></p> <p>(3) <u>許可、認可、届出等に関する書類</u></p> <p>(4)～(7) 略</p> <p>2 <u>前項第3号及び第4号の書類は永久に、同項第5号の書類及び帳簿は10年間、これを保存しなければならない。</u></p>
<p>(業務の監督)</p> <p>第27条 <u>教育委員会は、法第3条及び第4条第1項の規定により、公益信託の受託者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に信託事務及び財産の状況を検査させることができる。</u></p> <p>2 <u>前項の規定により検査をする職員は、その身分を示す証明書（様式第19号）を携帯し、関係人に提示しなければならない。</u></p>	<p>(業務の監督)</p> <p>第15条 <u>教育委員会は、必要があると認めるときは、法第67条の規定により、公益信託の受託者に対し報告又は資料の提出を求めることができる。</u></p> <p>2 <u>法第69条第1項の規定により公益信託事務の処理について検査を行う職員は、その身分を示す証明書（様式第14号）を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。</u></p>
<p>(公益信託の終了の報告等)</p> <p>第28条 <u>受託者は、公益信託が終了したときは、終了後1月以内に、公益信託終了報告書（様式第20号）に信託の終了事由を記載した書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。</u></p>	<p>(公益信託の終了の届出)</p> <p>第16条 <u>公益信託の受託者は、公益信託が終了するときは、あらかじめ、公益信託終了届出書（様式第15号）に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>公益信託の終了の理由を記載した書類</u></p> <p>(2) <u>信託行為に定める手続を経たことを証する書類</u></p> <p>(3) <u>財産目録</u></p> <p>(4) <u>残余財産の処分方法に関する書類</u></p>

2. 清算受託者は、信託の清算が終了したときは、清算終了後1月以内に、公益信託清算終了報告書（様式第21号）に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 信託の清算が終了した日の属する信託事務年度の事業報告書及び収支決算書
- (2) 信託の清算終了時における財産目録
- (3) 残余財産の処分に関する書類

(委任)
第29条 略

様式第1号（第2条関係）

公益信託引受許可申請書

鳥取県教育委員会 様

公益信託ニ関スル法律第2条第1項の規定により、公益信託（公益信託の名称）の引受けの許可を受けたいので、申請します。

年 月 日

住所

申請者

氏名 ④

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

添付書類

- 1 略
- 2 信託行為の内容を示す書類
- 3 信託財産に属する財産となるべきものの種類及び総額を記載した書類並びにその権利及び価格を証する書類

4. 委託者となるべき者及び受託者となるべき者の氏名、住所及び略歴を記載した書類（委託者となるべき者又は受託者となるべき者が法人である場合にあっては、当該法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載した書類並びに定款又は寄附行為）

5. 信託管理人を指定する場合にあっては、信託管理人となるべき者の氏名、住所及び略歴を記載し

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

(委任)
第17条 略

様式第1号（第2条関係）

公益信託引受許可申請書

鳥取県教育委員会 様

信託法第68条の規定により、公益信託（公益信託の名称）の引受けの許可を受けたいので、申請します。

年 月 日

住所

申請者

氏名 ④

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

添付書類

- 1 略
- 2 信託行為
- 3 信託財産となることが予定されているものの種類及び総額を記載した書類並びにその権利及び価格を証する書類

4. 引受け当初の事業年度及び次の事業年度（事業年度の定めのない公益信託にあっては、引受け当初の年及び次の年）の事業計画書及び収支予算書

5. 委託者及び受託者の氏名、住所及び略歴を記載した書類（委託者又は受託者が法人である場合にあっては、当該法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載した書類並びに定款又は寄附行為）

6. 信託管理人を選任する場合にあっては、信託管理人となることが予定されている者の氏名、住所

た書類（その者が法人である場合にあっては、当該法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載した書類並びに定款又は寄附行為）並びに就任承諾書

6 運営委員会その他当該公益信託を適正に運営するために必要な機関(以下「運営委員会等」という。)を設置する場合にあっては、当該運営委員会等の構成員となるべき者の氏名、住所及び略歴を記載した書類並びに就任承諾書

7 引受け当初の信託事務年度及び翌信託事務年度（信託事務年度の定めのない公益信託にあっては、引受け後2年間）の事業計画書及び収支予算書

8 略

様式第2号（第3条関係）

財産移転報告書

鳥取県教育委員会 様

下記のとおり信託財産に属する財産となるべきものの移転を完了したので、鳥取県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則第3条の規定により、報告します。

年 月 日

公益信託の名称

住所

受託者

氏名

㊞

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

記

信託財産に属する財産の種類及び総額	
略	

添付書類 移転を証する書類

様式第3号（第4条関係）

事業計画等報告書

鳥取県教育委員会 様

及び略歴を記載した書類(その者が法人である場合にあっては、当該法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載した書類並びに定款又は寄附行為)、就任承諾書並びに印鑑証明書

7 運営委員会その他公益信託事務の適正な処理に資する機関(以下「運営委員会等」という。)を設置する場合にあっては、当該運営委員会等の構成員となることが予定されている者の氏名、住所及び略歴を記載した書類、就任承諾書並びに印鑑証明書

8 略

様式第2号（第3条関係）

信託財産移転届出書

鳥取県教育委員会 様

下記のとおり信託財産の移転を完了したので、鳥取県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則第3条の規定により、届け出ます。

年 月 日

公益信託の名称

住所

届出者

氏名

㊞

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

記

信託財産の種類及び総額	
略	

添付書類 移転を証する書類

様式第3号（第4条関係）

事業計画等届出書

鳥取県教育委員会 様

鳥取県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則第4条第1項の規定により、当公益信託の事業計画及び収支予算について、別添のとおり報告します。

年 月 日

公益信託の名称

住所

受託者

氏名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

添付書類 本年度(信託事務年度の定めのない公益信託にあつては、本年)の事業計画書及び収支予算書

様式第4号(第4条関係)

事業計画(収支予算)変更届出書

鳥取県教育委員会 様

当公益信託の 年度の事業計画(収支予算)を変更したので、鳥取県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則第4条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

公益信託の名称

住所

受託者

氏名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

略

添付書類 略

様式第5号(第5条関係)

事業・財産状況報告書

鳥取県教育委員会 様

鳥取県教育委員会の所管に属する公益信託の引受

鳥取県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則第4条第1項の規定により、当公益信託の事業計画及び収支予算について、別添のとおり届け出ます。

年 月 日

公益信託の名称

住所

届出者

氏名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

添付書類 本年度(事業年度の定めのない公益信託にあつては、本年)の事業計画書及び収支予算書

様式第4号(第4条関係)

事業計画(収支予算)変更届出書

鳥取県教育委員会 様

当公益信託の 年度の事業計画(収支予算)を変更したので、鳥取県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則第4条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

年 月 日

公益信託の名称

住所

届出者

氏名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

略

添付書類 略

様式第5号(第5条関係)

事業・財産状況報告書

鳥取県教育委員会 様

鳥取県教育委員会の所管に属する公益信託の引受

けの許可及び監督に関する規則第5条第1項の規定により、当公益信託の事業及び財産状況について、別添のとおり報告します。

年 月 日

公益信託の名称

住所

受託者

氏名

㊟

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

添付書類

- 1 前信託事務年度(信託事務年度の定めのない公益信託にあつては、前年。以下同じ。)の事業報告書及び収支決算書
- 2 前信託事務年度末の財産目録

けの許可及び監督に関する規則第5条第1項の規定により、当公益信託の事業及び財産状況について、別添のとおり報告します。

年 月 日

公益信託の名称

住所

届出者

氏名

㊟

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

添付書類

- 1 前事業年度(事業年度の定めのない公益信託にあつては、前年。以下同じ。)の事業報告書及び収支決算書
- 2 前事業年度末の財産目録

様式第6号(第6条関係)

公益信託変更届出書

鳥取県教育委員会 様

下記のとおり変更があつたので、鳥取県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則第6条の規定により、届け出ます。

年 月 日

公益信託の名称

住所

届出者

氏名

㊟

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

記

変更事項	
変更内容	
変更理由	
変更年月日	年 月 日

添付書類

- 1 届出の事実を証する書類
- 2 変更の届出が新たに就任する信託管理人又は運営委員会等の構成員に係るものであるときは、その者の氏名、住所及び略歴を記載した書類(その者が法人である場合にあつては、当該法人の名

称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載した書類並びに定款又は寄附行為)、就任承諾書並びに印鑑証明書

様式第7号(第7条関係)

信託管理人選任請求書

鳥取県教育委員会 様

信託法第8条第1項の規定により、公益信託の信託管理人を選任されるよう、下記のとおり請求します。

年 月 日

住所

請求者

氏名



(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

記

公益信託の名称	
請求者の公益信託上の地位	
信託管理人の氏名	

添付書類

- 1 選任を請求する理由を記載した書類
- 2 信託管理人としようとする者の氏名、住所及び略歴を記載した書類(その者が法人である場合にあっては、当該法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載した書類並びに定款又は寄附行為)

様式第6号(第6条関係)

信託変更事由申出書

鳥取県教育委員会 様

公益信託ニ関スル法律第5条第1項の特別の事情が生じたと認められるので、下記のとおり申し出ます。

年 月 日

公益信託の名称

様式第8号(第8条関係)

信託条項変更請求書

鳥取県教育委員会 様

信託法第70条の規定により、当公益信託の信託の条項を変更されるよう請求します。

年 月 日

公益信託の名称

住所
受託者
 氏名 ⑩
 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
 添付書類
 1 信託の変更を必要とする理由を記載した書類
 2 信託の変更案を記載した書類及び新旧対照表
 3 信託の変更が当該公益信託の事業内容に係るものである場合にあっては、変更後の事業計画書及び収支予算書

住所
申請者
 氏名 ⑩
 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
 添付書類
 1 信託の条項の変更案及び変更の理由を記載した書類
 2 信託行為の新旧対照表
 3 信託の条項の変更が事業内容に係るものである場合にあっては、変更後の事業計画書及び収支予算書

様式第9号(第9条関係)

信託財産取得許可申請書

鳥取県教育委員会 様

信託法第22条第1項ただし書の規定により、当公益信託の信託財産を固有財産とする許可を受けたいので、申請します。

年 月 日

公益信託の名称

住所

申請者

氏名 ⑩

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

添付書類

- 1 信託財産を固有財産とする理由を記載した書類
- 2 固有財産としようとするものの種類及び総額を記載した書類並びにその価格を証する書類

様式第10号(第10条関係)

受託者任務終了届出書

鳥取県教育委員会 様

下記のとおり当公益信託の受託者の任務が終了したので、鳥取県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則第10条の規定により、届け出ます。

年 月 日

住所

届出者

氏名

㊟

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

記

公益信託の名称	
届出者の公益信託上の地位	
受託者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
任務の終了の理由	

添付書類 任務の終了を証する書類

様式第7号(第7条関係)

信託変更許可申請書

鳥取県教育委員会 様

公益信託ニ関スル法律第6条の規定により、当公益信託について、信託の変更の許可を受けたいので、申請します。

年 月 日

公益信託の名称

住所

申請者

氏名

㊟

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

添付書類

- 1 信託の変更を必要とする理由を記載した書類
- 2 信託の変更をする根拠となる信託法の規定(同法第149条第4項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。)を記載した書類
- 3 信託の変更案を記載した書類及び新旧対照表
- 4 信託の変更が当該公益信託の事業内容の変更に係るものである場合にあっては、変更後の事業計画書及び収支予算書

様式第8号(第8条-第10条関係)

信託併合(吸収信託分割・新規信託分割)許可申請書

鳥取県教育委員会 様

公益信託ニ関スル法律第6条の規定により、当公益信託について、信託の併合（吸収信託分割・新規信託分割）の許可を受けたいので、申請します。

年 月 日

公益信託の名称

住所

申請者

氏名

㊟

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

添付書類

- 1 信託の併合（吸収信託分割・新規信託分割）を必要とする理由を記載した書類
- 2 信託の併合（吸収信託分割・新規信託分割）をする根拠となる信託法の規定（同法第151条第3項（第155条第3項・第159条第3項）の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。）を記載した書類
- 3 信託の併合（吸収信託分割・新規信託分割）後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表
- 4 信託法第152条第2項（第156条第2項・第160条第2項）の公告及び催告又は同法第152条第3項（第156条第3項・第160条第2項）の公告をしたことその他信託法の定める信託の併合（吸収信託分割・新規信託分割）の経緯を証する書類
- 5 信託の併合（吸収信託分割・新規信託分割）後に信託財産に属する財産となるべきものの種類及び総額を記載した書類並びにその権利及び価格を証する書類
- 6 信託管理人を指定する場合にあっては、信託管理人となるべき者の氏名、住所及び略歴を記載した書類（信託管理人となるべき者が法人である場合にあっては、当該法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載した書類並びに定款又は寄附行為）並びに就任承諾書
- 7 運営委員会等を設置する場合にあっては、当該運営委員会等の名称及び構成員の数並びに構成員となるべき者の氏名、住所及び略歴を記載した書類並びに就任承諾書
- 8 信託の併合（新規信託分割）当初の信託事務年

度及び翌信託事務年度（信託事務年度の定めのない公益信託にあっては、信託の併合（新規信託分割）後2年間）の事業計画書及び収支予算書備考 添付書類6から8までは、吸収信託分割の場合にあっては、不要であること。

様式第9号（第11条、第17条、第21条関係）

受託者（信託財産管理者・信託財産法人管理人・信託管理人）辞任許可申請書

鳥取県教育委員会 様

公益信託ニ関スル法律第7条（（信託法第70条において読み替えて準用する同法第57条第2項・信託法第74条第6項において準用する同法第70条・信託法第128条第2項において準用する同法第57条第2項）及び公益信託ニ関スル法律第8条）の規定により、当公益信託の受託者（信託財産管理者・信託財産法人管理人・信託管理人）を辞任することについて許可を受けたいので、申請します。

年 月 日

公益信託の名称

住所

申請者

氏名

㊟

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

添付書類

- 1 辞任しようとする理由を記載した書類
- 2 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
- 3 新たな受託者（信託財産管理者・信託財産法人管理人・信託管理人）の選任に関する意見を記載した書類

様式第10号（第12条関係）

検査役選任請求書

鳥取県教育委員会 様

信託法第46条第1項及び公益信託ニ関スル法律第

様式第11号（第11条関係）

受託者辞任許可申請書

鳥取県教育委員会 様

信託法第71条の規定により、当公益信託の受託者を辞任することについて許可を受けたいので、申請します。

年 月 日

公益信託の名称

住所

申請者

氏名

㊟

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

添付書類

- 1 辞任しようとする理由を記載した書類
- 2 信託財産及び収支の現況を記載した書類
- 3 新受託者の選任に関する意見を記載した書類

8条の規定により、公益信託の検査役を選任されるよう、下記のとおり請求します。

年 月 日

住所

請求者

氏名

㊞

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

記

公益信託の名称	
請求者の公益信託上の地位	

添付書類

- 1 選任を請求する理由を記載した書類
- 2 検査役の選任に関する意見を記載した書類

様式第11号 (第13条、第18条、第22条関係)

受託者(信託財産管理者・信託財産法人管理人・信託管理人)解任請求書

鳥取県教育委員会 様

信託法第58条第4項(信託法第70条において準用する同法第58条第4項・信託法第74条第6項において準用する同法第70条・信託法第128条第2項において準用する同法第58条第4項)及び公益信託ニ関スル法律第8条の規定により、公益信託の受託者(信託財産管理者・信託財産法人管理人・信託管理人)を解任されるよう、下記のとおり請求します。

年 月 日

住所

請求者

氏名

㊞

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

記

略	
解任を請求する受託者(信託財産管理者・信託財産法人管理人・信託管理人)の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	

添付書類

様式第12号 (第12条関係)

受託者解任請求書

鳥取県教育委員会 様

信託法第47条の規定により、公益信託の受託者を解任されるよう、下記のとおり請求します。

年 月 日

住所

請求者

氏名

㊞

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

記

略	
解任を請求する受託者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	

添付書類

- 1 解任を請求する理由を記載した書類
- 2 新たな受託者（信託財産管理者・信託財産法人管理人・信託管理人）の選任に関する意見を記載した書類

様式第12号（第14条関係）

新受託者選任請求書

鳥取県教育委員会 様

信託法第62条第4項及び公益信託ニ関スル法律第8条の規定により、新たな受託者を選任されるよう、下記のとおり請求します。

年 月 日

住所
請求者

氏名 ㊟
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
記

略	
請求者の公益信託上の地位	
新たな受託者の選任を請求する理由	

添付書類

- 1 受託者の任務終了の事由を記載した書類
- 2 新たな受託者の選任に関する意見を記載した書類
- 3 新たな受託者となるべき者の氏名、住所及び略歴を記載した書類（新たな受託者となるべき者が法人である場合にあっては、当該法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載した書類並びに定款又は寄附行為）並びに就任承諾書

様式第13号（第15条、第19条関係）

- 1 解任を請求する理由を記載した書類
- 2 新受託者の選任に関する意見を記載した書類

様式第13号（第13条関係）

新受託者選任請求書

鳥取県教育委員会 様

信託法第49条第1項の規定により、公益信託の受託者を選任されるよう、下記のとおり請求します。

年 月 日

住所
請求者

氏名 ㊟
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
記

略	
請求者の公益信託上の地位	
旧受託者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	
新受託者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	
新受託者の選任を請求する理由	

添付書類

- 1 新受託者となる者の氏名、住所及び略歴を記載した書類（新受託者となる者が法人である場合にあっては、当該法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載した書類並びに定款又は寄附行為）
- 2 信託財産及び収支の現況を記載した書類

信託財産管理命令（信託財産法人管理命令）請求書

鳥取県教育委員会 様

信託法第63条第1項（第74条第2項）及び公益信託ニ関スル法律第8条の規定により、信託財産管理者（信託財産管理人）による管理を命ずる処分をされるよう、下記のとおり請求します。

年 月 日

住所

請求者

氏名

⑨

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

記

公益信託の名称	
請求者の公益信託上の地位	

添付書類

- 1 受託者の任務終了の事由（死亡の事実）を記載した書類
- 2 信託財産管理命令（信託財産法人管理命令）を請求する理由を記載した書類
- 3 信託財産管理者（信託財産法人管理人）の選任に関する意見を記載した書類

様式第14号（第16条関係）

保存行為等の範囲を超える行為許可申請書

鳥取県教育委員会 様

信託法第66条第4項（信託法第74条第6項において準用する同法第66条第4項）及び公益信託ニ関スル法律第8条の規定により、保存行為等の範囲を超える行為の許可を受けたいので申請します。

年 月 日

公益信託の名称

住所

申請者

氏名

⑨

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

添付書類

- 1 許可を受けようとする行為の概要を記載した書類
- 2 許可を受けようとする理由を記載した書類

様式第15号（第20条関係）

信託管理人選任請求書

鳥取県教育委員会 様

信託法第123条第4項（信託法第258条第6項）及び公益信託ニ関スル法律第8条の規定により、信託管理人を選任されるよう、下記のとおり請求します。

年 月 日

公益信託の名称

住所

請求者

氏名

印

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

記

公益信託の名称	
請求者の公益信託上の地位	
信託管理人となるべき者の氏名	

添付書類

- 1 選任を請求する理由を記載した書類
- 2 信託管理人となるべき者の氏名、住所及び略歴を記載した書類（その者が法人である場合にあっては、当該法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載した書類並びに定款又は寄附行為）並びに就任承諾書

様式第16号（第23条関係）

新信託管理人選任請求書

鳥取県教育委員会 様

信託法第129条第1項において準用する同法第62条第4項及び公益信託ニ関スル法律第8条の規定により、新たな信託管理人を選任されるよう、下記の

とおり請求します。

年 月 日

住所

請求者

氏名

㊞

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

記

公益信託の名称	
請求者の公益信託上の地位	
新たな信託管理人の選任を請求する理由	

添付書類

- 1 信託管理人の任務終了の事由を記載した書類
- 2 新たな信託管理人となるべき者の氏名、住所及び略歴を記載した書類(新たな信託管理人となるべき者が法人である場合にあっては、当該法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載した書類並びに定款又は寄附行為)並びに就任承諾書

様式第17号(第24条関係)

公益信託終了請求書

鳥取県教育委員会 様

信託法第165条第1項及び公益信託ニ関スル法律第8条の規定により、公益信託の終了を命ずる処分をされるよう、下記のとおり請求します。

年 月 日

住所

請求者

氏名

㊞

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

記

公益信託の名称	
請求者の公益信託上の地位	

添付書類

- 1 公益信託の終了を請求する理由を記載した書類

- 2 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
- 3 残余財産の処分の見込みに関する書類

様式第18号 (第25条関係)

公益信託変更事項届出書

鳥取県教育委員会 様

下記のとおり変更があったので、鳥取県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則第25条の規定により、届け出ます。

年 月 日

公益信託の名称

住所

受託者

氏名



(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

記

変更事項	
変更内容	
変更理由	
変更年月日	年 月 日

添付書類

- 1 届出の事実を証する書類
- 2 変更の届出が新たに就任する信託管理人又は運営委員会等の構成員に係るものであるときは、その者の氏名、住所及び略歴を記載した書類(信託管理人となるべき者が法人である場合にあっては、当該法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載した書類並びに定款又は寄附行為)並びに就任承諾書

様式第19号 (第27条関係)

(表)

身分証明書

所属

職

氏名

様式第14号 (第15条関係)

(表)

身分証明書

所属

職

氏名

年 月 日生

上記の者は、公益信託ニ関スル法律第3条及び第4条第1項並びに鳥取県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則第27条第1項の規定により、公益信託の業務の処理について実地に検査することができる職員であることを証する。

年 月 日

鳥取県教育委員会 印

上記の者は、信託法第67条及び第69条第1項並びに鳥取県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則第15条第1項の規定により、公益信託の業務の処理について実地に検査することができる職員であることを証する。

年 月 日

鳥取県教育委員会 印

(裏)

(裏)

公益信託ニ関スル法律（抜すい）
第3条 公益信託ハ主務官庁ノ監督ニ属ス
第4条 主務官庁ハ何時ニテモ公益信託事務ノ処理ニ付検査ヲ為シ且財産ノ供託其ノ他必要ナル処分ヲ命スルコトヲ得

鳥取県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（抜すい）

（業務の監督）
第27条 教育委員会は、法第3条及び第4条第1項の規定により、公益信託の受託者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に信託事務及び財産の状況を検査させることができる。
 2 前項の規定により検査をする職員は、その身分を示す証明書（様式第19号）を携帯し、関係人に提示しなければならない。

信託法（抜すい）
第67条 公益信託ハ主務官庁ノ監督ニ属ス
第69条 主務官庁ハ何時ニテモ公益信託事務ノ処理ニ付検査ヲ為シ且財産ノ供託其ノ他必要ナル処分ヲ命スルコトヲ得

鳥取県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（抜すい）

（業務の監督）
第16条 教育委員会は、必要があると認めるときは、法第67条の規定により、公益信託の受託者に対し報告又は資料の提出を求めることができる。
 2 法第69条第1項の規定により公益信託事務の処理について検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

様式第20号（第28条関係）

様式第15号（第16条関係）

公益信託終了報告書

公益信託終了届出書

鳥取県教育委員会 様

鳥取県教育委員会 様

公益信託が終了したので、鳥取県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則第28条第1項の規定により、報告します。

公益信託が終了するので、鳥取県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則第16条の規定により、届け出ます。

年 月 日

年 月 日

<p>公益信託の名称 住所 受託者 氏名 ㊟ (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 添付書類</p> <p><u>公益信託の終了事由を記載した書類</u></p> <p>様式第21号(第28条関係)</p> <p>公益信託清算結了報告書</p> <p>鳥取県教育委員会 様</p> <p>公益信託の清算が結了したので、鳥取県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則第28条第2項の規定により、報告します。</p> <p>年 月 日</p> <p>公益信託の名称 住所 清算受託者 氏名 ㊟ (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 信託の清算が結了した日の属する信託事務年度の事業報告書及び収支決算書 2 信託の清算結了時における財産目録 3 残余財産の処分に関する書類 	<p>公益信託の名称 住所 届出者 氏名 ㊟ (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>公益信託の終了の理由を記載した書類</u> 2 <u>信託行為に定める手続を経たことを証する書類</u> 3 <u>財産目録</u> 4 <u>残余財産の処分方法に関する書類</u> 5 <u>その他教育委員会が必要と認める書類</u>
---	---

附 則

この規則は、平成19年9月30日から施行する。